

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
2 年 第 1 号	2. 1. 10	<p>猫の多頭飼育による被害に関する陳情</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 庭や畑にふん尿をされて、夏は風向きにより、特に悪臭がする。 2 各行政機関に被害を訴えても、条例には、個人の猫の飼育に関して強制力は無く、指導しか出来ないと繰り返すだけである。 3 大家も含め、周辺の同意を得て署名をもらい、その書面を動物指導センターに提出し、何度も指導に来てもらっているが、一向に改善されない。 <p style="text-align: center;">記</p> <p>【陳情事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飼い主の責任として室内で飼育し、ふん尿を適正に処理すること。 2 動物の愛護とモラルの問題だが、被害を受ける人は、これからも被害を受けつづけることになる。これを防ぐには、室内飼育の義務化と、借家であれば、大家との契約の厳守、そして、行政の積極的な介入が必要だと思うため、県の条例改正を求める。 	個人	保健福祉 医療